

津市一人親家庭等日常生活支援事業実施要綱

平成 27 年 5 月 27 日訓第 53 号

改正 平成 27 年 12 月 25 日訓第 80 号

令和 3 年 2 月 25 日訓第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、一人親家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）第 6 条第 4 項の寡婦が属する世帯、同条第 6 項の配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものが属する世帯及び同項の配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものが属する世帯をいう。以下同じ。）の福祉の増進を図るため、同法第 17 条第 1 項、第 31 条の 7 第 1 項及び第 33 条第 1 項の規定に基づき、一人親家庭等に対し、日常生活等を営むのに必要な便宜を供与する事業（以下「一人親家庭等日常生活支援事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業の内容)

第 2 条 一人親家庭等日常生活支援事業の内容は、次のとおりとする。

(1) 生活援助事業（家庭生活支援員（第 7 条の規定により登録される家庭生活支援員をいう。以下同じ。）を一人親家庭等に派遣し、1 時間を単位として供与する便宜で、次に掲げるものを行う事業をいう。以下同じ。）

ア 食事の世話

イ 住居の掃除

ウ 身の回りの世話

エ 生活必需品の買物

オ 医療機関との連絡

カ アからオまでに掲げるもののほか、市長が必要があると認める便宜

(2) 子育て支援事業（家庭生活支援員を一人親家庭等に派遣し、又は家庭生活支援員が一人親家庭等に属する児童を預かり、2 時間（2 時間を超える部分については、1 時間）を単位として供与する便宜で、次に掲げるものを行う事業をいう。以下同じ。）

ア 乳幼児の保育

イ 児童の生活指導

ウ ア及びイに掲げるもののほか、市長が必要があると認める便宜
(事業の対象)

第3条 一人親家庭等日常生活支援事業の対象は、本市の区域内に住所を有する者により構成される一人親家庭等で、次に掲げる事由により日常生活を営むのに支障があり、かつ、日常生活の支援を受けることが困難であると認められる世帯に属する寡婦又は配偶者のない女子若しくは配偶者のない男子とする。

- (1) 技能習得のための通学、就職活動その他の自立の促進を図る事由
- (2) 疾病、出産、監護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、残業、転勤、出張、学校等の公的事業への参加その他の社会的な事由
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認める事由

(利用の登録)

第4条 一人親家庭等日常生活支援事業を利用しようとする者は、あらかじめ一人親家庭等日常生活支援事業利用者登録申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、一人親家庭等日常生活支援事業利用者登録簿(第2号様式。以下「登録簿」という。)にこれを登録し、その写しを第8条の規定により委託を受けた法人その他の団体(以下「受託者」という。)に送付するものとする。

3 利用者登録を受けた者(以下「利用登録者」という。)は、登録簿に登録された内容に変更が生じた場合は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

4 市長は、前項の規定による届出があったときは、登録簿に登録した事項を修正するものとする。

(利用の申請)

第5条 利用登録者は、生活援助事業を利用しようとする場合にあっては生活援助事業利用申請書(第3号様式)を、子育て支援事業を利用しようとする場合にあっては子育て支援事業利用申請書(第4号様式)を受託者を經由して市長に提出しなければならない。

2 一人親家庭等日常生活支援事業の利用については、一の利用申請につき10日を限度とする。

3 市長は、第1項の規定による提出があった場合は、その内容を審査し、適

当と認めるときは、生活援助事業を利用しようとする者に対しては生活援助事業利用決定通知書（第５号様式）により、子育て支援事業を利用する者に対しては子育て支援事業利用決定通知書（第６号様式）により通知するものとする。

（費用負担）

第６条 一人親家庭等日常生活支援事業を利用した者は、別表に定める額を一人親家庭等日常生活支援事業に要する費用として本市に支払うものとする。

（家庭生活支援員の登録）

第７条 受託者は、心身共に健全で、一人親家庭等の福祉の向上に理解と熱意を有する者で、次に掲げる要件を満たすもののうちから、家庭生活支援員を選定し、一人親家庭等家庭生活支援員登録簿（第７号様式）にこれを登録するものとする。

- (1) 生活援助事業を行う場合にあっては、訪問介護員（ホームヘルパー）３級以上を有している者又は三重県知事が定める研修等を修了している者
- (2) 子育て支援事業を行う場合にあっては、三重県知事が定める研修等を修了している者

（委託）

第８条 一人親家庭等日常生活支援事業は、市長が適当と認める法人その他の団体に当該事業の全部又は一部を委託してこれを行うものとする。

（委任）

第９条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- １ この訓は、平成２７年６月１日から施行する。
- ２ この訓の施行の日前において三重県知事が選定した家庭生活支援員については、第７条の規定にかかわらず、この訓の施行の日において一人親家庭等家庭生活支援員登録簿にこれを登録するものとする。

附 則（平成２７年１２月２５日訓第８０号）

この訓は、平成２８年１月１日から施行する。

附 則（令和３年２月２５日訓第６号）

この訓は、令和３年３月１日から施行する。

別表（第 6 条関係）

区 分	生活援助事業	子育て支援事業
生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）による被保護世帯又は当該年度（4 月から 6 月までの利用の申請にあつては、前年度）の市民税額が非課税である世帯	無償	無償
児童扶養手当法（昭和 3 6 年法律第 2 3 8 号）による児童扶養手当の支給を受けている世帯又は前年の所得が児童扶養手当の支給を受けることができる世帯と同じ程度である世帯	1 時間につき 1 5 0 円	2 時間につき 1 4 0 円 （2 時間を超える部分については、1 時間につき 7 0 円）
その他の世帯	1 時間につき 3 0 0 円	2 時間につき 3 0 0 円 （2 時間を超える部分については、1 時間につき 1 5 0 円）

備 考

- 1 前年の所得が児童扶養手当の支給を受けることができる世帯と同じ程度である世帯として取り扱う者の所得の計算に当たっては、児童扶養手当法施行令（昭和 3 6 年政令第 4 0 5 号）第 3 条第 1 項並びに第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定の例によるものとし、同令第 6 条の 7 の規定は適用しないものとする。
- 2 生活援助事業又は子育て支援事業を利用した時間は、1 月ごとに算定するものとし、1 月に生活援助事業又は子育て支援事業を利用した時間の合計に 1 時間に満たない時間があるときは、3 0 分未満の時間については切り捨て、3 0 分以上の時間については切り上げるものとする。
- 3 子育て支援事業を利用した一人親家庭等に 2 人以上の児童がいる場合は、2 人目以降の児童については、児童 1 人につき、この表に定める額

の2分の1の額（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）の費用を負担するものとする。

第1号様式（第4条関係）

一人親家庭等日常生活支援事業利用者登録申請書

年 月 日

（宛先）津市長

申請者 住所
氏名 ⑩
電話番号

一人親家庭等日常生活支援事業の利用の登録を受けたいので、次のとおり申請します。

登録の決定に当たり、津市が保有する私及び家族の住民税課税台帳及び課税資料を閲覧することについて同意します。

1 家族構成（本人を含む。）

氏名	個人番号	続柄	年齢	生年月日	職業又は在学学校名	備考

2 世帯の状況（該当するものを○で囲んでください。）

- (1) 生活保護世帯・市民税非課税世帯
- (2) 児童扶養手当支給水準世帯
- (3) 上記以外の世帯

第2号様式（第4条関係）

一人親家庭等日常生活支援事業利用者登録簿

[illegible]

第3号様式（第5条関係）

生活援助事業利用申請書

年 月 日

（宛先）津市長

申請者 住所
氏名 ⑩
電話番号

一人親家庭等日常生活支援事業（生活援助事業）を利用したいので、次のとおり申請します。

事業の 対象	母子家庭 父子家庭 ひとり暮らしの寡婦 その他の寡婦
	本人 児童
事業の利用を 申請する事由	ア 自立促進（ ） イ 社会的事由（ ） ウ 生活環境が激変し、日常生活を営むのに特に大きな支障が生じている世帯 エ その他（ ）
事業を必要 とする期間	年 月 日から 年 月 日までの 日間
希望する 事業内容	ア 食事の世話 イ 住居の掃除 ウ 身の回りの世話 エ 生活必需品の買物 オ 医療機関との連絡 カ その他（ ）
備 考	

第4号様式（第5条関係）

子育て支援事業利用申請書

年 月 日

(宛先) 津市長

申請者 住所 氏名 電話番号 (印)

一人親家庭等日常生活支援事業（子育て支援事業）を利用したいので、次のとおり申請します。

事業の対象児童	氏 名	男・女	氏 名	男・女
	生年月日	年 月 日 (歳)	生年月日	年 月 日 (歳)
	健康状態		健康状態	
	そ の 他		そ の 他	
事業の利用を申請する理由	ア 自立促進 () イ 社会的事由 ウ 生活環境が激変し、日常生活を営むのに、特に大きな支障が生じている世帯 エ その他 ()			
事業を必要とする期間	年 月 日から 年 月 日までの 日間 (泊)			
希望する事業内容	ア 乳幼児の保育 イ 児童の生活指導 ウ その他 ()			
事業期間中の連絡先	自宅電話番号 携帯電話番号			
備考				

第 5 号様式（第 5 条関係）

（ 記 号 番 号 ）
年 月 日

生活援助事業利用決定通知書

（氏 名） 様

津市長 （氏 名）

印

年 月 日付けで申請のあった生活援助事業については、
次のとおり決定したので通知します。

派 遣 期 間	年 月 日から 年 月 日までの 日間
事業対象者	本人 児童
事 業 内 容	ア 食事の世話 イ 住居の掃除 ウ 身の回りの世話 エ 生活必需品等の買物 オ 医療機関との連絡 カ その他（ ）
費用負担額	昼 間 最初の 1 時間 円 以後、 1 時間ごとに 円 早 朝・夜 間 最初の 1 時間 円 以後、 1 時間ごとに 円
備 考	

第 6 号様式（第 5 条関係）

（ 記 号 番 号 ）
年 月 日

子育て支援事業利用決定通知書

（氏 名） 様

津市長 （氏 名） 印

年 月 日付けで申請のあった子育て支援事業については、
次のとおり決定したので通知します。

事 業 期 間	年 月 日から 年 月 日までの 日間
事 業 の 対 象 児 童	（名 前）
事 業 内 容	ア 乳幼児の保育 イ 児童の生活指導 ウ その他（ ）
費用負担額	昼間 最初の 1 時間 円 以後、1 時間ごとに 円 早朝 ・夜 間 最初の 1 時間 円 以後、1 時間ごとに 円 宿泊 円
備 考	

第7号様式（第7条関係）

一人親家庭等家庭生活支援員登録簿

[illegible]